

鳥取県告示第五百八十五号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退の申出があったので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同令第十六条の規定により告示する。

平成六年八月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
清水歯科医院	岩美郡岩美町大字浦富一〇三五―二	平成六年五月八日

鳥取県告示第五百八十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年八月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号に掲げる特定計量器

実施区域	実 施 期 間	実 施 場 所
八頭郡	平成六年九月八日から 平成七年三月三十一日まで	当該特定計量器の所在の場所

二 一の特定計量器以外の特定計量器

実施区域	実施期日	実施時間	実 施 場 所
八頭郡 若桜町	平成六年九月八日	午前十時三十分から正午まで	若桜町大字若桜七五七 若桜町山村開発センター
八東町	平成六年九月九日	〃	八東町大字徳丸一二五六 八東町農業協同組合選果場
船岡町	平成六年九月十二日	〃	船岡町大字船岡五三九 船岡町中央公民館
郡家町	平成六年九月十三日	午前十時三十分から午後二時まで	郡家町大字宮谷八〇 郡家町中央公民館
河原町	平成六年九月十四日	午前十時三十分から午後三時まで	河原町大字渡一木二七七 河原町役場
用瀬町	平成六年九月十九日	午前十時三十分から正午まで	用瀬町大字別府三四一七 用瀬町民会館
佐治村	平成六年九月二十日	〃	佐治村大字加瀬木二五四二―一 佐治村中央公民館
智頭町	平成六年九月二十一日	午前十時三十分から午後三時まで	智頭町大字智頭二〇七二―一 智頭町役場
八頭郡	平成六年九月二十九日	午後一時から午後三時まで	鳥取市秋里三九〇 鳥取県工業試験場
〃	平成六年九月三十日から同年十月三十一日まで	午前九時から午後四時まで	鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県計量検定所
米子市	平成六年十月三日	午後一時から午後三時まで	米子市東福原一四四五 米子市勤労青少年ホーム

〃	平成六年十月四日	午前十時から午後三時まで	米子市旗ヶ崎七丁目一七―三六 米子市住吉公民館
〃	平成六年十月五日	〃	米子市立町四丁目一〇五―二三 米子市義方公民館
〃	平成六年十月十二日	午後一時から午後三時まで	米子市大谷町一―一 米子市就将公民館
〃	平成六年十月十三日	午前十時から午後三時まで	米子市中町八 米子市立図書館
〃	平成六年十月十四日	〃	米子市博労町四丁目三六四 米子市啓成公民館
〃	平成六年十月二十五日	午前十時から午後二時まで	米子市夜見町三〇〇―一六 鳥取県工業試験場生産技術科
〃	平成六年十月二十六日から同年十一月三十日まで	午前九時から午後四時まで	鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県計量検定所

鳥取県告示第五百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大山北部土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成六年八月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 入江 博 西伯郡大山町上方五六九―一

平成五年九月二十八日退任

鳥取県告示第五百八十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成六年八月一日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成六年八月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名 東伯郡三朝町大字大瀬九九一―五 有限会社 吉田工務店 代表取締役 吉田 公博	道路の位置の指定場所 倉吉市西倉吉町字宮代四七七―二、国府字砂跡七四―六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部	道路の幅員及び延長 幅員六・〇―六・三メートル 延長七五・九八メートル
--	---	---

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり指定団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成六年八月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

奥田 保明	米井 悟	指定団体の 届出をした 者の氏名	公職の種類	指 定 団 体	届 出 年 月 日
〃	県議会議員	名 称	主たる事務所の 所在地		
新時代政経研 究会	米井悟後援会	八頭郡智頭町大 字智頭四四〇	代表者の 氏名		
鳥取市永楽温泉 町二五二	今倉常光	奥田保明	平成六年 一月三十 一日		
			平成六年 六月二十 三日		

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】